

令和7年度 松山市立難波小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月21日 改訂

【学校の、いじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。

難波小学校では、児童の尊厳を守るため、「いじめはしない・させない・許さない」という考え方を基本に、「いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる」という危機意識、「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもち、学校、地域、家庭、関係機関が連携して、組織的に、【いじめの防止】、【いじめの早期発見】に取り組む。さらに、いじめを確認した場合には、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、迅速かつ的確を旨に、【いじめに対する措置】を講じる。

【いじめ防止等対策委員会】

【校内】

全教職員

【家庭地域等】

学校評議員
PTA、公民館
民生委員 等

【外部専門家】

支援センター
松山西警察署
弁護士
スクールカウンセラー
スクールドリーダ等

【関係機関】

松山市教育委員会
松山市こども相談課
愛媛県福祉総合支援センター
医療機関
法務局
愛媛大学 等

【いじめ防止】自信づくり、居場所づくり、つながりづくり

- ① 学校基本方針の周知
年度初めに、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解と協力を得る。
- ② 教職員の指導力等向上のための研修
生徒指導に係る研修会に参加したり「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用したりするなどの研修を重ね、全教職員がいじめに関する問題を正しく理解する。また、指導力や対応力の向上を図る。
- ③ 全教職員による見守り体制・指導体制の確立と家庭・地域との連携強化
校長のリーダーシップの下、全教職員による見守り体制・指導体制を確立するとともに、家庭や地域との連携を強化し、一丸となって児童を見守り育てる雰囲気を作る。
- ④ 自信を育む教育活動の推進
確かな学力を保障する「分かる・できる授業」を推進したり、集団の一員として個が活躍し認められる場を保障したりして、児童一人一人の自信（自己肯定感、自己有用感等）を高める。
- ⑤ 豊かな心を育む人権教育・道徳教育の充実
人権教育や道徳教育を充実し、人権感覚、生命尊重の精神、思いやりや感謝の心、道徳的实践力等を育てる。
- ⑥ つながりを深める集団活動の推進
児童による主体的な児童会活動、異年齢集団活動等を推進し、児童同士のつながりを深める。
- ⑦ 自己指導力の育成
「いじめ〇ミーティング」「いじめ〇の日」などの機会を生かし、児童の自己指導力を高める。

【いじめ防止対策年間計画】

一学期	いじめ防止対策委員会	学校いじめ防止基本方針の策定（修正）と周知 生徒指導に関する校内研修 全校児童集会 風早タイムの充実 北条ブロック人権教育大会・地区別懇談会による研修 人権参観日、人権集会（校区別人権教育懇談会） 全校児童集会 児童生徒をまもり育てる日 生徒指導に関する校内研修 保護者への啓発活動 いじめ〇ミーティングへの参加 全校児童集会 ふれあい遠足 年間の取組の反省と次年度の方向性の検討 年度末 いじめ防止対策委員会 （校内）学校いじめ防止基本方針の検証	アンケート・教育相談の実施	人権教育・道徳教育の充実	異年齢集団活動の充実	児童会活動の充実	「いじめ〇の日」の活動	学力向上への取組み
二学期								
三学期								

【早期発見】ささいな変化を察知するアンテナづくり

- ① 日常的な観察や情報交換
「いじめのサイン」（「松山市いじめ対応アクションプラン」参照）を見逃さないよう、児童のささいな変化を観察したり、相互に全教職員でいつでも情報を共有したりする。（小規模のよさを生かしたスピーディな報告・連絡・相談）
- ② 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施、「いじめ実態把握専用メール」の運用
定期的な悩みアンケートの実施の他、個別面談の実施、日記の活用、「いじめ実態把握専用メール」の運用等により、きめ細やかに情報収集を行う。
- ③ 教育相談体制の整備や相談機関等の周知
保健室を中心に児童が悩みを相談できる体制を整備する。また、学校以外の相談窓口（松山市子ども総合相談等）について周知する。
- ④ 家庭や地域との連携強化
家庭や地域から情報が入ってくるような関係づくり、開かれた学校づくりを推進する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む 被害者救済を第一に対応

- ① いじめへの初期対応（発見したり相談を受けたりした場合）
いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為を直ちに止める。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真剣に聴き、真摯に受け止める。正確かつ迅速に事実関係の把握に努め、いじめの兆候がある場合には、保護者等と協力して的確に対応する体制を整える。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童等の安全を第一に考え、これを必ず確保する。
- ② 対応の組織化（家庭や地域、関係機関との連携）
教職員は一人で抱え込まず、情報は「いじめ防止対策委員会」へ報告し、共有する。その後は当該組織が中心となって、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童や保護者への支援
いじめられている児童から事実関係を聴く。また、家庭訪問等で保護者に情報を伝える。いじめられた児童に寄り添うとともに、保護者も支援し、当該児童の心のケアはもとより安心して学習その他活動ができるよう様々な弾力的措置を講じ、いじめから守り通す対応を行う。
- ④ いじめの事実や実態の把握
アンケートや聴き取り調査等を実施し、いじめの事実や実態を一層正確に把握する。
- ⑤ いじめた児童への指導並びに保護者への助言
いじめたとされる児童からも事実関係を聴く。いじめが確認された場合には、保護者にも連絡する。必要に応じて、地域や関係機関とも連携し、組織的に毅然とした態度でいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。いじめの状況によっては教育委員会と連携し、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含む）による指導を行う。保護者への助言を継続し、協力して当該児童の健全な成長を促す。
- ⑥ 集団への働き掛けと継続的な指導
「観衆」や「傍観者」に対して、自分の問題として捉えさせる働き掛けを行う。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設け、未然防止・早期発見に努めるとともに、ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除の措置をとる。場合によっては、松山西警察署に連絡する。
- ⑧ 警察等との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、松山西警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに松山西警察署に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対応
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに、教育委員会に報告の上、調査組織を設け、専門的に調査を行う。調査を行った時には、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対し、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもの立場に立って話を聞き、子どもなりの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○ 子どもの様子が変だと思ったら、迷わず学校や諸機関に相談し、協力して対応しましょう。 ○ 子どもがよりよく成長できるよう、人権尊重の精神、優しさや思いやりの心を育てましょう。 ○ 子どもの苦しい思いを理解し、温かく受容しましょう。 ○ 携帯電話・スマートフォンの使い方を確認し、我が子が加害者、被害者にならないように話をし、聞かせたり、使い方のルールを決めたりしましょう。また、定期的に使用状況の確認をしましょう。
地域に求めること	○ 地域が一丸となって、「地域の宝」である子どもたちを見守り、気軽に声をかけてください。 ○ 大人が身近なモデルとなって、人権尊重の精神、優しさや思いやりを伝えてください。 ○ いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡してください。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。